令和２年４月１日からの



『びん・缶の指定ごみ袋（黄色）』の

排出方法の変更について

**変更点：スプレー缶などの廃エアゾール製品の**

**排出方法が有害ごみに変わります**

**令和２年４月１日から**スプレー缶やカセットボンベなどの廃エアゾール製品は、『びん・缶の指定ごみ袋（黄色）』から**『有害ごみ』**に変わります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ３月３１日まで |  | **４月１日から** |
| 廃エアゾール製品 | びん・缶 |  | **有害ごみ** |
| 穴を開ける | **穴を開けない** |

|  |
| --- |
| **目的①：穴開け時における発火事故等の防止のため** |

　　　　　**→**　穴開けはしないでください。（中身は使い切ってください。）

【注意】中身を使い切るためにスプレー缶等を噴射する場合は、

火の気のない、風通しの良い場所で行ってください。

|  |
| --- |
| **目的②：収集及び中間処理における火災・爆発事故の防止のため** |

　　　　　**→**　有害ごみに分類することで機械による圧縮・破砕ではなく手作業による仕分けとなり安全に処理できます。

**ポイント**

廃エアゾール製品(各種スプレー缶、カセットボンベ等)は、

**中身を完全に使い切って**から**穴を開けずに**『有害ごみ』で出してください。

**【注意】令和２年４月１日以降は、『びん・缶の指定袋（黄色）』で**

**ごみステーションに排出すると違反ごみとなります。**

**※穴を開けても『びん・缶の指定袋』での排出はできません。**

※有害ごみの排出方法は、「令和２年４月１日から有害ごみ（戸別収集）の出し方が変わります」をご覧ください。

お問合わせ先　下関市クリーン推進課　☎083-252-7165